

令和5年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業(令和6年度繰越事業分)及び令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業(令和6年度完了事業分)に係る実施状況及び効果検証

| No. | 交付対象事業の名称 | 事業概要 | 総事業費 (円) | 交付金充当額 (円) | 事業 始期 | 事業 終期 | 事業の効果 ①事業の対象 ②交付金を充当した経費内容 ③実績及び効果 |
|-----|--|--|-------------|---------------|----------|----------|---|
| 1 | 寒河江市低所得者支援給付金 【住民税均等割のみ課税世帯分】 (令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業) | エネルギー・食料価格等の物価高騰の影響を大きく受ける低所得世帯の生活を維持するための給付金を給付。 | 76,790,216 | 76,790,216 | R6.2 | R6.12 | ①令和5年度住民税均等割のみ課税世帯759世帯 ②給付金(10万円/世帯)及び事務費(郵送料、振込手数料等) ③給付金を給付したことにより、低所得世帯の物価高騰による影響が軽減された。 |
| 2 | 寒河江市低所得者支援給付金 【こども加算分】 (令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業) | エネルギー・食料価格等の物価高騰の影響を大きく受ける低所得世帯の生活を維持するための給付金を給付。 | 17,672,124 | 17,672,124 | R6.2 | R6.12 | ①令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の子どもがいる世帯 ②18歳以下の子ども1人当たり5万円の給付金及び事務費(郵送料、振込手数料等) ③給付金を給付したことにより、低所得世帯の物価高騰による影響が軽減された。 |
| 3 | 寒河江市低所得者支援給付金 【給付支援サービス】 (令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業) | エネルギー・食料価格等の物価高騰の影響を大きく受ける低所得世帯の生活を維持するための給付金を迅速に給付するため、デジタル庁が提供するサービスを活用。 | 2,371,600 | 2,371,600 | R6.2 | R6.12 | ①給付金支給対象者 ②給付支援サービスを活用するために掛かる利用料等 ③当該サービスの利用により、マイナンバーカードを活用した申請等が可能となり、迅速な給付につながった。 |

| No | 交付対象事業の名称 | 事業概要 | 総事業費 (円) | 交付金充当額 (円) | 事業 始期 | 事業 終期 | 事業の効果 ①事業の対象 ②交付金を充当した経費内容 ③実績及び効果 |
|----|--|--|-------------|---------------|----------|----------|--|
| 4 | 寒河江市低所得者支援及び定額減税補足給付金(R6非課税化世帯、R6均等割のみ課税化世帯、子ども加算、定額減税を補足する給付) (令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業) | 物価高が続く中で、低所得世帯等の十分に定額減税の恩恵が受けられない市民を支援するため、対象世帯等の生活を維持するための給付金を給付。 | 441,432,063 | 441,431,660 | R6.2 | R7.1 | ①令和6年度に新たに住民税非課税世帯(㉗)及び住民税均等割のみ課税になった世帯(㉘)562世帯、令和6年分所得税見込額及び令和6年度住民税において、定額減税対象額が引ききれない個人(㉙) ②対象者への給付金(㉗)及び㉘10万円/世帯(18歳以下の子どもがいる場合は、1人につき5万円を加算)、㉙定額減税が引ききれない額(1万円未満切り上げ)及び事務費(郵送料、振込手数料等) ③給付金を給付したことにより、対象世帯等の物価高騰による影響が軽減された。 |
| 5 | 地域経済緊急対策事業(高圧・特別高圧電気料高騰対策支援金) (令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業) | エネルギー価格高騰の影響を強く受けている市内製造業者の事業継続を支援するため、高圧及び特別高圧電力に係る電気料金の高騰分の一部に対し支援する。 | 28,520,000 | 28,520,000 | R7.2 | R7.4 | ①高圧・特別高圧電力を契約している市内製造業者(官公庁を除く) ② 【高圧電力契約】 ・1か月の平均電力使用量が1万kwh以上2万kwh未満の事業所 10万円×13事業所=130万円 ・1か月の平均電力使用量が2万kwh以上4万kwh未満の事業所 20万円×10事業所=200万円 ・1か月の平均電力使用量が4万kwh以上6万kwh未満の事業所 40万円×7事業所=280万円 ・1か月の平均電力使用量が6万kwh以上10万kwh未満の事業所 60万円×5事業所=300万円 ・1か月の平均電力使用量が10万kwh以上の事業所 100万円×13事業所=1,300万円 【特別高圧電力契約】 ・214万円×3事業所=642万円 ③高圧及び特別高圧電力に係る電気料金の高騰分の一部を支援したことにより、市内製造業者のエネルギー価格高騰の影響が軽減された。 |
| 6 | 子ども子育て支援給付事業(保育所等光熱費支援補助金) (令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業) | 物価高騰の影響を大きく受けている保育施設等へ、高騰している光熱費及び燃料費の一部を支援することにより負担軽減を図り、子どもたちの安心、安全な保育環境を確保する。 | 3,500,000 | 3,500,000 | R7.2 | R7.5 | ①市内民間保育施設等 ② ・届出保育施設等又は定員10人未満の保育施設等 10万円×3施設=30万円 ・定員10人以上50人未満の保育施設等 20万円×4施設=80万円 ・定員50人以上100人未満の保育施設等 30万円×8施設=240万円 ③高騰している光熱費及び燃料費の一部を支援することにより、市内民間保育施設等の負担が軽減された。 |
| 合計 | | | 570,286,003 | 570,285,600 | | | |